

# 欧州共同体の使節権をめぐって

—Parerga und Paralipomena (2)—

川崎 晴朗

*Qui a le droit [de légation] actif a le droit passif: l'un est inséparable de l'autre ... ceux qui ont le droit d'envoyer des ministres ont aussi celui d'en recevoir, et il n'y a qu'eux qui en jouissent.*

—P. Pradier-Fodéré\*

## はじめに

筆者は、欧州共同体による使節権の行使ぶりにつき、(1) 能動面では本紀要第123号から第131号までの各号、また(2) 受動面では『東京家政学院筑波女子大学紀要』第7集及び第8集にスペースを頂き、一通り記述することができた。欧州共同体は、域外第三国のみならず非国家主体（とくに国際機関）との間でも使節権を行使しており、本紀要第123号—第127号の拙稿で能動・受動の両面におけるその状況を眺めた。

第三国との使節権の行使状況については、能動面では(\*135) シンガポール、また受動面では(185) クックまでを描出した。それ以降も欧州共同体は第三国に代表部を派遣し、また第三国から代表部を接受している。また、欧州委員会は若干の国際機関と新たに連絡事務所を交換している。本稿では、Iとして、欧州共同体による2008年末までの使節権の行使状況を眺める。

欧州共同体の場合、能動面以上に受動面で使節権を広く行使していると

---

\* *Cours de Droit Diplomatique* (2e édition; Paris: A. Pedone, 1899), I, 240.

拙訳は次の通り。「能動的使節権を保持する者は受動的使節権を保持する。一方は他方と切り離すことができない。…外交使節を派遣する権利を有する主体は外交使節を接受する権利を有し、またこの権利を享受するのはこれら主体のみである。」

いう事実がある。国家については、Pradier-Fodéréがいつているように、能動・受動面で使節権をほぼ同じように行使するのが通常の姿である。それにしても、欧州共同体は当初はともかく、いまでは能動的使節権をかなり広く行使するようになった、というのが筆者の率直な感慨である。新しく代表部を実館として開設するばかりでなく、ある国に駐節する代表に近隣諸国及び地域を兼轄させ、代表代理 (Chargé d’Affaires a i.) を長とする代表部を置く等の方法が用いられている。また、欧州委員会は、第三国に代表部のみならず各種の事務所を設置している。例えば、2005年12月6日、ミャンマーに人道援助事務所 (European Commission Humanitarian Aid Office=ECHO) が設けられ、また、正確な設置時期はわからないが、2006年、モンゴルに技術ミッション (technical mission) が置かれた。後者については、欧州共同体が1992年に独立国家共同体 (CIS) 加盟国を対象として発足させた技術援助計画 (TACIS)<sup>(1)</sup>に、モンゴルが対象国として加えられたためであろう。このように、欧州委員会が代表部以外の事務所によって第三国で代表される場合があることを忘れてはならない。

しかし、関連情報が十分に集まっておらず、本稿ではⅡとして1人の委員会代表が複数の国・地域を兼任している場合につき概観するにとどめる。

## I 欧州共同体による使節権—最近の行使状況

### 1. 欧州共同体の能動的使節権—最近の行使状況

#### (1) 第三国への代表の派遣

「はじめに」で述べたように、筆者は本紀要で欧州委員会による代表の派遣ぶりにつき、(\*135)シンガポールまでフォローした。その際、「(136)マレーシアほか数カ国…については、いずれ機会を得て描出したい。」と述べたが (112頁)、以下はこれら諸国 (計14カ国に達する。) に対する欧州委

---

(1) 欧州共同体は、1991年7月19日、ソ連の経済改革を援助することとしたが (25th General Report [1991], point 820)、同年末のソ連の解体及びCISの結成により、1992年前半にはロシア及びCIS加盟国に対し、同じ目的で技術援助計画、TACISを発足させた (26th General Report [1992], points 773-7)。欧州委員会はTACIS対象国のほぼ全部に代表を常駐させているが、キルギスタン、タジキスタン及びウズベキスタンのみは例外で、これらの国は在カザフスタン代表部が兼轄している (本紀要第131号、拙稿、98-9頁)。

欧州共同体の使節権をめぐる

員会代表につき、筆者が集め得た情報に基づく記述である。

(136) MALAYSIA

10	July	1996	Michel CAILLOUET	<i>Ambassador/Head of Delegation</i>
3	June	2003	Thierry ROMMEL	<i>Ambassador/Head of Delegation</i>
19	June	2008	Vincent PIKET	<i>Ambassador/Head of Delegation</i>

\* \* \*

初代のCaillouet代表はタイ駐節であったが（本紀要第130号，5頁），マレーシアを兼ねた。

2002年3月23日，欧州委員会のRomano Prodi委員長はマレーシア首相のDr.Mahathir bin Mohamadと会談，とくに近くクアラルンプールに開設予定の代表部について話し合った（欧州委員会，*General Report 2002*，ポイント975，*Bulletin*，9-2002，ポイント1.6.76）。当時すでに専任の代表部をマレーシアに置くことが決定していたことがわかる。Rommel代表は同国に常駐するはじめての代表となった。

代表部の開設をCaillouet代表の着任日とするか，Rommel代表が信任された日とするかは議論の分かれるところであろう。

2003年版一般報告によると，同年4月2日，欧州委員会のPascal Lamy委員が代表部の開所式に臨むため，マレーシアを訪問した（ポイント952）。翌3日の*New Straits Times*はクアラルンプールのホテルにおける開所式の模様及びLamy委員のスピーチの内容を伝えているが，Rommel代表については“*Ambassador (designate) Thierry Rommel will head the new delegation, a full-fledged diplomatic representation...*”と述べている（3面）。Rommel代表はまだ公式活動に入っていなかったのである。当時，代表臨時代理が任命されていた可能性はあると思う。

(137) CUBA

...	...	2003	Sven KÜHN VON BURGSDORFF	<i>Charge d'Affaires a. i.</i>
-----	-----	------	--------------------------	--------------------------------

\* \* \*

当初、在メキシコ代表部がキューバを管轄していた（本紀要第131号、85頁）。*General Report 2003*によると、Kühn von Burgsdorffを代表臨時代理とする代表部がハヴァナに設置された（ポイント1002）。同報告によると、同年3月9日—14日、欧州委員会のPoul Nielson委員がキューバを訪問、在キューバ代表部の開所式に臨んだというので、代表部の開設は2003年はじめであったと想像される。キューバの項は、同年7月版職員録に新設されたが、2006年7月版で姿を消している。以後、在ドミニカ共和国代表部がキューバを兼任している。

(138) MOLDOVA

26	April	2004	Ian BOAG	<i>Ambassador/Head of Delegation</i>
5	October	2005	Cesare DE MONTIS	<i>Ambassador/Head of Delegation</i>

\* \* \*

*General Report 1997*は、「はじめてアルメニア、ベラルーシ及びモルドヴァにnon-residentの代表が信任された。」と記述する（ポイント1030）。モルドヴァについては、歴代の在ウクライナ代表、Luis Moreno Abati, André Van Haeverbeke, Norbert Jousten 及び Ian Boag（本紀要第131号、95頁）が同国にも信任されたが、筆者はBoag代表の信任日しか知ることができなかった。Moreno Abati代表がいつモルドヴァに信任されたかが判明すれば、在モルドヴァ代表部は（128）か（129）にre-numberすることになるであろう。

De Montis代表はキシニョフに常駐する初代の代表である。在モルドヴァ代表部のウェブサイトは、代表部は2005年10月にオープンしたと述べているが（<http://www.delmda.ec.europa.eu/>）、これはDe Montis代表がその月に信任されたことによる。

(139) SAUDI ARABIA

10	October	2004	Bernard SAVAGE	<i>Ambassador/Head of Delegation</i>
----	---------	------	----------------	--------------------------------------

\* \* \*

## 欧州共同体の使節権をめぐる

*General Report 2004*は、在サウディ・アラビア代表部の開設につき、予定がおくれて2004年になった、と述べている（ポイント566）。在サウディ・アラビア代表部に関し、欧州議会は決議を採択、規模の強化を求めた（*Bulletin*, 3-2005, ポイント1.2.3）。湾岸協力理事会（GCC）の他の加盟国とも関係を強化する必要を認識してのことであろう。Savage代表は、実際にバーレーン、アラブ首長国連邦、クウェート、オマーン及びカタールにも信任された。

### (140) SERBIA

12	June	2006	Josep Maria LLOVERAS	<i>Ambassador/Head of Delegation</i>
----	------	------	----------------------	--------------------------------------

\* \* \*

Lloveras 代表は、2004年9月1日、セルビア・モンテネグロに信任された（本紀要第131号110頁）。彼はモンテネグロの独立宣言後、そのままセルビア代表となった。ここに掲げた2006年6月12日という日は、EU加盟国の外相がモンテネグロの独立を承認した日である。セルビアはセルビア・モンテネグロの承継国であり、したがって、Lloveras代表はセルビア政府に改めて信任されることはなかった。彼の職務開始日は2006年6月12日とすべきであると考ええる。

### (141) THE HOLY SEE

24	June	2006	Luis Miguel Leitão RITTO	<i>Ambassador/Head of Delegation</i>
----	------	------	--------------------------	--------------------------------------

\* \* \*

Ritto代表は欧州委員会の在ローマ代表である（本紀要第126号、144頁）。同代表は2004年3月10日、国連の世界食糧計画（WFP）及び国連食糧農業機関（FAO）にも信任されたが、2006年6月、ヴァチカン市国にも信任されたのである。彼は、2007年6月12日、さらにマルタ騎士団にも信任された。

### (142) SWITZERLAND

11	January	2007	Dr.Michael REITERER	<i>Ambassador/Head of Delegation</i>
----	---------	------	---------------------	--------------------------------------

\* \* \*

欧州委員会は在ジュネーブ代表部を置いているが、これは同地にある国連専門機関及び世界貿易機関（WTO）にかかわる事務を処理することを任務としている（本紀要第125号，192-4頁，第126号，137-9頁）。欧州委員会はベルンに在スイス代表部を開設することとし，Reiterer代表が赴任した。同代表は，2007年3月23日，兼ねてリヒテンシュタインに信任された。

Reiterer代表のスイス及びリヒテンシュタインに対する信任日は，同代表自身から教えて頂いた。スイスにおいては，信任状はMicheline Calmy-Rey大統領に提出したという。また，同代表より早くベルンに着任した代表臨時代理はいなかったという。

#### (143) IRAQ

...	July	2007	Ikka UUSITALO	<i>Ambassador/Head of Delegation</i>
-----	------	------	---------------	--------------------------------------

\* \* \*

フセイン政権崩壊後のイラクでは，2004年6月から新しい統治機構づくりがはじまり，2006年4月22日，Nouri al-Malikiが国民議会により首相に任命され，5月には連立政権が成立，議会の承認を受けた。イラクでは治安回復がおくれているが，欧州委員会はUusitalo代表を新政権に信任せしめた。Jalal Talabani大統領に信任状を提出したのであろう。

#### (144) KOSOVO

##### *Liaison Office*

17	February	2008	Renzo DAVIDDI	<i>Head of Liaison Office</i>
----	----------	------	---------------	-------------------------------

\* \* \*

2008年2月17日というのは，コソヴォがセルビアからの独立を宣言した日付である。コソヴォはセルビアの自治州であったが，1999年6月10日，国連安全保障理事会が採択した決議第1244に基いて国連コソヴォ暫定行政ミッション（United Nations Interim Administration Mission in Kosovo=UNMIK）の管理下に置かれた。

本紀要第131号で述べたように、欧州委員会は2004年9月1日、コソヴォ自治州のプリステイナに連絡事務所を開設、Giorgio Mamberto所長が着任した。Daviddi所長はその後任である（111頁）。

2008年2月18日、すなわちコソヴォが独立を宣言した次の日、EU外相理事会は長時間の協議の末、コソヴォが*sui generis*なケースであるとの認識を示した（[http://www.europa-eu-un.org/articles/fr/article\\_7720\\_fr.htm](http://www.europa-eu-un.org/articles/fr/article_7720_fr.htm)）。EUの内部でもフランス、ドイツ、イギリス、イタリア、オーストリア等コソヴォ独立を容認する国とこれに反対するキプロス、スペイン、ブルガリア、ルーマニア等があり、独立を支持するか否は各国の判断にまかせられることになった。

4月10日、コソヴォ議会は新しい憲法を採択、これは6月15日に実施された。この日、EUが派遣する文民支援隊（主体は警察官及び判事で、治安、司法、税関等を管理する。）がUNMIKより業務を引き継ぐ予定であったが、UNMIKの撤収には安全保障理事会によって新たな決議が採択されることが必要で、コソヴォの独立に反対しているロシアが新決議に対し拒否権を行使する姿勢を崩さず、8月12日、国連の潘基文<sup>バン・キムン</sup>・事務総長はUNMIKを縮小の上残す方針を明らかにした。こうして、文民支援隊は12月9日以降、UNMIKの傘下で活動することになった。コソヴォの北部には多くのセルビア系住民が住むが、EUは彼等に対し国連の統治権限が保たれることを確約したといわれる。いずれにせよ、現在のところ、コソヴォの国際的地位の将来は必ずしも透明ではない。EUにしても、当面はプリステイナにある欧州委員会の連絡事務所を代表部に格上げしたり、コソヴォからの代表部を接受したりすることはできないであろう。

しかし、拙見であるが、時間が経過してコソヴォの国家建設が軌道に乗り、セルビアも「コソヴォ共和国」の存在を抹殺する可能性はもはやないと見極めた暁には同国を承認し、これと外交関係を設定するようになるのではないか。その場合は、EUに加盟するすべての国がコソヴォの独立を承認し、連絡事務所は代表部に衣替えすることになるだろう。

ちなみに2008年10月9日、モンテネグロ及びFYROMがコソヴォ共和国を承認、これで旧ユーゴを構成していた6共和国のうち、セルビア及びボスニア・ヘルツェゴヴィナだけがコソヴォを承認していないという状況に

なった。

(145) AZERBAIDJAN

8	February	2008	Alan WADDAMS	<i>Ambassador/Head of Delegation</i>
---	----------	------	--------------	--------------------------------------

\* \* \*

アゼルバイジャンは当初在グルジア代表部の管轄下にあった。本紀要第131号で述べたように、欧州委員会は1994年、グルジアに代表部を置き、Dennis Corby代表を信任せしめた（99頁）。その後、Elio Germano, Torben Holtze及びPer Eklund各代表がトビリシに赴任したが、誰がはじめてアゼルバイジャンに兼ねて信任されたかは明らかでない。しかし、*General Report 1997*の記述から察するに、Corby代表がアルゼバイジャンを兼轄した最初の代表であったと思われる（ポイント1030）。

Waddams代表は、2006年1月15日、欧州委員会の特使としてアゼルバイジャンに着任、約2年後、初代の専任代表となった。

(146) ARMENIA

28	February	2008	Raúl DE LUZENBERGER MILNERSHEIM	<i>Ambassador/Head of Delegation</i>
----	----------	------	------------------------------------	--------------------------------------

\* \* \*

(138) モルドヴァの項で述べたように、*General Report 1997*はアルメニアにnon-residentの代表が信任されたことを明らかにした。具体的には、在グルジアのDennis Corby代表が兼ねてアルメニアに信任されたようである。同代表及び彼の後任者は、前項で述べたように、アゼルバイジャンにも信任された。De Luzenberger Milnersheim代表は、アルメニアに対する欧州委員会のはじめての専任の代表である。

(147) TIMOR-LESTE (ACP)

5	March	2008	Juan Carlos REY SALGDO	<i>Ambassador E. and P./Head of Delegation</i>
---	-------	------	------------------------	--

## 欧州共同体の使節権をめぐる

\* \* \*

2003年4月8日、ACP-EC閣僚理事会は東チモールのコトヌー協定への加入を承認した（*General Report 2003*, ポイント987）。

東チモールは在インドネシア代表部の管轄の下に置かれていた模様で、Rey Salgado大使ははじめての専任代表である。

### (148) MONTENEGRO

6	March	2008	Leopold MAURER	<i>Ambassador E. and P./Head of Delegation</i>
---	-------	------	----------------	--

\* \* \*

Maurer代表の信任日は、同代表自身から教えて頂いた。

Maurer代表によると、2006年6月にモンテネグロが独立したが、その直後から在ベオグラードのMrs.Spela Cimermanが欧州委員会のためモンテネグロを担当した、という。彼女は在セルビア代表部のメンバーであったのか。また、Maurer代表は筆者に対し、2006年秋から2007年秋までMartin Harveyが欧州委員会特使としてポドゴリツァに滞在、2007年11月はじめからClive Rumboldが代表臨時代理であったことを教えてくれた。在モンテネグロ代表部は2007年11月に開設されたと考えるべきなのかも知れない。

### (149) BELARUS

7	March	2008	Jean-Erik HOLZAPFEL	<i>Chargé d'Affaires a. i.</i>
---	-------	------	---------------------	--------------------------------

\* \* \*

(138) 及び (146) で述べたように、*General Report 1997*はベラルーシにも欧州委員会のnon-residentの代表が信任されたことを明らかにしている（ポイント1030）。在ウクライナ代表がベラルーシにも信任されたのであるが、在ウクライナの歴代代表は(138) モルドヴァの項で挙げた通りである。おそらくAndré Van Haeverbeke代表がベラルーシに信任された最初の代表と思われるがはっきりしない。彼の後任にあたるNorbert Jousten代表がベラルーシに信任されたか否かもわからないが、Ian Boag代表は2006年6月15日、同国のA.R.Luckashenko大統領に信任状を提出した。

欧州委員会はベラルーシに専任の代表部を開設することとし、Jean-Erik Holzapfelが代表臨時代理としてミンクスに着任した。初代の専任代表が近く派遣されることになろう。

\*       \*       \*

——以上、2008年末までの欧州委員会による第三国への代表の派遣状況を概観した。

筆者の感想を二、三述べたい。

(1) 西ヨーロッパにはEU非加盟国が若干ある。うち、ノルウェー及びアイスランド両国については1987年以降EC委員会（のち欧州委員会）の代表が派遣されているが（本紀要第130号，30-31頁），この数年の間にヴァチカン市国（マルタ騎士団を兼摂）及びスイス（リヒテンシュタインを兼摂）にも代表が置かれた。西ヨーロッパには、このほかにもアンドラ，サン・マリノ及びモナコがあるが，欧州委員会が将来これら3カ国に代表を派遣するかどうか，もとより予測できることではない。（これら3カ国は，欧州共同体に対し常駐代表を派遣している。）

(2) 中・東欧については，モルドヴァ，アゼルバイジャン，アルメニア及びベラルーシに新しく代表部が開設された。（このほか，セルビア・モンテネグロの分裂に伴い，それぞれに代表部が置かれることになった。）これら4カ国は，独立国家共同体（CIS）に対する欧州共同体のTACIS（注1参照）のターゲットとされる旧ソ連諸国に含まれる。同計画の対象国に代表部を置くのは当然であろう。

(3) 在サウディ・アラビア代表部が新設されたが，欧州委員会がこれまでGCC加盟諸国に常駐代表を置かなかったのがむしろ驚きであるといえる。なお，GCCは1993年ごろから欧州委員会に代表を常置せしめている（本紀要第127号，67頁）。

(4) 現在の筆者の関心事の一つは，欧州委員会がいつリビアに代表部を開設するかということである。1957年3月25日，イタリアを含む西ヨーロッパ6カ国はEEC設立条約に署名し，同時にリビア王国に対し，EECと「経済的連合」（economic association）を樹立するための交渉を開始することを呼びかけた。リビアは1951年12月24日の独立までイタリア領であったが，1957年当時は独立国であったため，EEC設立条約第4部の規定にした

がって一方的にリビアをEECに連合せしめることができず、6カ国はリビアに交渉開始の意図宣言を行ったのであるが、同国はこれに応じなかった。

リビアは1968年7月以降、EECに対し常駐代表を派遣していたが（駐ベルギー大使の兼任）、1969年9月1日、カダフィ大佐を中心とする青年将校がクーデターで国王を追放、カダフィは最高指導者となった。彼は1973年から「リビア革命」に着手、独自の直接民主主義の制度を構築したが、1980年5月12日、在ベルギー大使館兼EEC代表部は「人民事務所」となった（『東京家政学院筑波女子大学紀要』第8集、拙稿、4頁）。

カダフィ大佐は2004年4月27日、ベルギーを訪問、欧州委員会のプロディ委員長等と会談したが、この会議で同大佐はヨーロッパとの関係を緊密にする意欲を示した。周知のように、1995年11月、EU諸国はバルセロナによって地中海諸国並びにトルコ、マルタ及びキプロス（当時、後二者はEUに未加盟）と「欧州・地中海パートナーシップ」を樹立する内容の宣言を採択したが（本紀要、第123号、拙稿、116頁、第130号拙稿、2-3頁）、カダフィ大佐はEU側とバルセロナ宣言への参加準備を進めることで合意した。

この流れを受けて、欧州委員会の在テュニジア代表がリビアを兼任することになった。Adrianus Koetsenruijter代表はリビアに2008年6月8日、またテュニジアに同年7月10日信任されたが、前任のMarc Pierini代表（テュニジアに2002年12月12日信任）まではリビアを兼任することはなかった。

(5) III2. で述べるように、代表臨時代理を長とする代表部が10館以上ある。本稿までに計149の代表部（代表を長とする。）を扱ったが、代表臨時代理がひきいる代表部についても今後資料を収集することとしたい。

## (2) 国際機関への代表の派遣

1. 本紀要第126号で述べたように、欧州委員会はこれまでパリ、ジュネーヴ、ニュー・ヨーク、ウィーン及びローマに代表部を維持してきた。在パリ代表部は経済協力開発機構（OECD）及びユネスコ、在ジュネーヴ代表部は国連ジュネーヴ事務局並びに同地にある国連諸機関、国連専門機関（国際労働機関＝ILO等）及び世界貿易機関（WTO）、在ニュー・ヨーク代表部は国連、在ウィーン代表部は国連ウィーン事務局並びに同地にある国

連諸機関、国連専門機関（国連工業開発機関＝UNIDO）及び国際原子力機関（IAEA）、そして在ローマ代表部は国連食糧農業機関（FAO）に対し、それぞれ欧州委員会を代表する。

以上の五つの代表部に加え、最近、欧州委員会はエチオピアの首府アディス・アベバに代表部を開設した。この代表部はアフリカ連合（AU）に対し、委員会のみならずEU理事会を代表する。以下、この代表部について述べることにしたい。

2. AUに対するEU理事会・欧州委員会の代表はつぎの通り。

#### ADDIS-ABABA (AU)

16	January	2008	H.E.Mr.Koen VERVAEKE	<i>Ambassador E. and P./Head of Delegation</i>
----	---------	------	----------------------	--

\* \* \*

Vervaeke代表の信任日は、同代表自身から教えて頂いた。同代表は、2007年12月6日、EU特使（EUSR）に任命されたが、同年12月の*Bulletin*によると、この任命はAUに対する“a functionary integrated EU Delegation”の設置のためであり、また同時にエチオピアにおける欧州委員会代表部の代表としてであった（ポイント1.34.28）。

マケドニア旧ユーゴ共和国（FYROM）に駐割するFrançois Leotard委員会代表が同国に対するEUSRを兼ね、EU理事会及び欧州委員会の“joint representative”とされているが<sup>(2)</sup>、EU理事会及び欧州委員会は、当初類似の性格の代表をエチオピアに任命しようとしたのであろうか。しかし、アディス・アベバには依然として欧州委員会の在エチオピア代表がいる。現在はDino Sinigallia代表で、2008年1月15日の信任なので、Vervaeke代表と信任日がほぼ同じである。アディス・アベバには委員会の代表部が二つ置かれている状況であるが、いずれ一つにまとめられることもあり得ると思う。

AUは2005年3月8日付のプレス・リリースNo.08/2005で、現在までにAU域外から10ヵ国及びEUがAUに信任された（accredited）、と述べている。当

(2) 『外務省調査月報』2007年度／No.1, 拙稿「欧州共同体が派遣した初期の代表部・連絡事務所」, 30頁, 注40。

## 欧州共同体の使節権をめぐる

時は欧州委員会の在エチオピア代表はYves Gazzoであったが、彼及びその後任のTimothy Clarke代表は兼ねてAUに信任されたのであろうか。そうであれば、Vervaeke代表はAUに対する欧州委員会の初代代表ではないことになる。同代表は2008年12月18日付筆者あてメールで、自分の着任前は、在エチオピア代表（単数となっている。）は兼ねてAUに信任されていた、という。今後さらに情報を集め、詳細を知る必要がある。なお、本稿Ⅱ（\*27）エチオピアの項を参照されたい。

ところで、フリー百科事典Wikipediaによると、Valerie Ann Amos（Baroness Amos）というイギリスの政治家で2003年5月から10月まで閣僚（Secretary of State for International Development）をつとめた女性がいるが、彼女はブラウン首相によりAUに対するEUSRに任命された、しかし、最終的に、このポストにはベルギーの外交官であったVervaekeが選ばれたとのことである（[http://en.wikipedia.org/wiki/Valerie\\_Amos\\_Baroness\\_Amos](http://en.wikipedia.org/wiki/Valerie_Amos_Baroness_Amos)）。

## 2. 欧州共同体の受動的使節権—最近の行使状況

### (1) 第三国よりの代表の接受

「はじめに」で述べたが、筆者は『東京家政学院筑波女子大学紀要』第7集及び第8集で欧州共同体による第三国よりの代表の接受状況を（185）クックまでフォローした。次に、（186）ニウエから（193）ツヴァルまでの8カ国の欧州共同体に対する代表ぶりを見ることとする。主たる資料は、2008年6月版までの欧州委員会編の外交団リストである。

### (186) NIUE (ACP)

25	Mars	2002	Todd McCLAY	<i>Ambassadeur Ex. et Plé./Chef de la Mission</i>
----	------	------	-------------	---

\* \* \*

在クック代表のMcClay大使は在ニウエ代表でもあり、同大使は同じ日付で在ニウエ代表としても信任状を提出した。

### (187) TIMOR-LESTE (ACP)

27	Janvier	2004	S.E.M José Antonio AMORIM DLAS	<i>Ambassadeur Ex. et Plé./Chef de la Mission</i>
----	---------	------	--------------------------------	---

## (188) BAHREIN

31	Août	2004	Khaled ALTAMIMI	<i>Chargé d'Affaires a. i.</i>
22	Mars	2007	Khaled AL KHALIFA	<i>Chargé d'Affaires a. i.</i>

## (189) SERBIE

15	Juin	2006	Mme Boksanda NINČIĆ	<i>Ambassadeur Ex. et Plé./Chef de la Mission</i>
----	------	------	---------------------	---

\* \* \*

2006年6月15日は、セルビアがモンテネグロを独立国として承認した日付である（モンテネグロ議会が特別議会を開催、セルビア・モンテネグロからのモンテネグロの独立を宣言したのは同年6月3日）。欧州委員会編の外交団リストではNinčić大使の信任日を2005年11月22日としているが、これは同大使がセルビア・モンテネグロ代表として信任された日である。

## (190) MONTENEGRO

4	Décembre	2006	Mme Slavica MILAČIĆ	<i>Ambassadeur Ex. et Plé./Chef de la Mission</i>
---	----------	------	---------------------	---

## (191) LA REPUBLIQUE DEMOCRATIQUE ET POPULAIRE DE COREE

6	Décembre	2006	Yong Ho THAE	<i>Chargé d'Affaires a. i.</i>
3	Janvier	2008	Jang Song CHOL	<i>Chargé d'Affaires a. i.</i>

\* \* \*

2001年5月14日欧州委員会は、EUが北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）と外交関係を設定した旨を発表した。当時、EUは15の加盟国で構成されていたが、うちフランス及びアイルランドをのぞく13カ国は北朝鮮と個別に外交関係を設定していた<sup>(3)</sup>。北朝鮮は約5年半を経過した2006年12月、同国の在イギリス大使館のThae Yong Ho参事官（政務担当、着任は2004年7月6日）を臨時代理大使として欧州共同体に信任せしめたことになる。のち、同参事官の下にRi Ung Chol二等書記官が加わった（2007年4月24

(3) 『外務省調査月報』2002年度／No.2, 抽稿, 「北朝鮮とEU・EU加盟国との関係」, 18-20頁。  
アイルランドは2003年12月10日, 北朝鮮と外交関係を樹立した。

日)。Ho参事官の後任も在イギリス大使館員のJang Song Chol三等書記官である(2008年1月3日)。2008年6月版及び12月版の外交団リストを見ると、三等書記官のJang Song Chol臨時代理大使の下に格上のRi Ung Chol二等書記官が配されているが、このこと自体は異とするにあたらないと思う。(館長不在の場合、ランクの最も高い館員が臨時代理大使となるのが一般的であるが、例外のケースもある。)

北朝鮮のページは、欧州共同体の2004年4月版外交団リストから設けられた。事務所のアドレスをベルリンにある同国大使館としているが、メンバーは1人も掲げられていない。2005年5月版も同様であるが、同年12月版では事務所がイギリスに移されており、Thae参事官が臨時代理大使として掲げられたのである。筆者の推測であるが、北朝鮮は、当初ドイツ駐箚の朴鉉宝・大使(Pak Hyon Bo, 2002年10月4日信任。同大使はベルギー及びルクセンブルグにも信任された。)を兼ねて欧州共同体に信任せしめようとしたのではなかろうか。そして、次には2003年8月からイギリスに在勤する李容浩・大使(Ri Yong Ho)を信任せしめることとし、まずHo参事官の名を登録したのではなかろうか。なお、李・大使の後任として、慈成男・大使(Ja Song Nam)が2007年2月22日、イギリスに信任された。

児玉昌己教授は、フランスは理事会ではEUが北朝鮮と外交関係を樹立することを暗黙裡に認めた、しかし同国大使の信任状を接受することには反対している、と述べておられる<sup>(4)</sup>。北朝鮮は2006年末から欧州共同体に臨時代理大使を派遣しているが、大使レベルの代表を信任せしめることは当面不可能なのであろう。また、欧州委員会がピョンヤンに代表部を開設することもしばらくはあり得ないと思われる。

(192) VANUATU (ACP)

20	Novembre	2007	Roy Mickey JOY	<i>Ambassadeur Ex. et Plé./Chef de la Mission</i>
----	----------	------	----------------	---

(4)『日本EU学会年報』第28号(2008年)、「EUの北朝鮮政策——EU外交の可能性と限界——」, 157頁。筆者の想像であるが、当初フランスは北朝鮮代表がいかなる形にせよ欧州共同体に信任されることに反対した(したがって、欧州共同体は北朝鮮の在ドイツ大使の任命にアグレマンを付与することができなかった。)、しかし、フランスはのち方針を変更し、臨時代理大使であれば受入れることを容認したのではないか。

(193) TUVALU (ACP)

8	Décembre	2008	Panapasi NELESONE	<i>Ambassadeur Ex. et Plé./Chef de la Mission</i>
---	----------	------	-------------------	---

\* \* \*

2008年末までに欧州共同体に外交代表を派遣した第三国は計193に達するが、最近の動きで最も興味があるのは、たとえ館長が代表臨時代理であり、また彼がブリュッセルではなくロンドンにいるとはいえ、北朝鮮が欧州共同体に対する代表部を置いたことであろう。

まだ欧州共同体に代表部を置いていない第三国は若干あるが、欧州委員会の*General Report 2001*によると、欧州共同体は、ナウル、マーシャル、パラオ及びミクロネシアと外交関係を設定したという（ポイント131）。これら4カ国が、近い将来欧州共同体に外交使節を派遣する可能性がある。もちろん、欧州委員会もこれら諸国に代表を派遣する可能性があるが、これまでの経緯から見ると、4カ国が共同体に対する代表を任命する方が早いのではなかろうか。

いずれにせよ、現在では欧州共同体と外交関係を開設し、さらにこれに常駐代表を派遣している第三国はきわめて多いことがわかる。むしろ、欧州共同体と外交関係をもたない国は少数派になっているとあってよい。

## (2) 国際機関よりの代表の接受

1. 本紀要第126号で述べたように、欧州委員会に代表部または事務所を常駐せしめている国際機関は、(i)国連及び国連諸機関、(ii)国連専門機関及び(iii)その他の国際機関の三つのカテゴリーに分類することができる(146頁)。このうち、(i)のカテゴリーについては2007年11月に国連婦人開発基金(United Nations Development Fund for Women=UNIFEM)及び国連パレスチナ難民救済事業機関(United Nations Relief and Works Agency for Palestinian Refugees in the Near East=UNRWA)が、また、(ii)のカテゴリーについては2008年3月、国連工業開発機構(UNIDO)がそれぞれ加わった。
2. 国連諸機関で最近欧州委員会に連絡事務所を開設したのは次の通りである。(なお、国際通貨基金(IMF)の事務所は、2008年後半、閉鎖された。)

欧州共同体の使節権をめぐる

UNITED NATIONS DEVELOPMENT FUND FOR WOMEN (UNIFEM)

ler	Novembre	2007	Mme Osnat LUBRANI	<i>Chef du Bureau de Liaison</i>
-----	----------	------	-------------------	----------------------------------

UNITED NATIONS RELIEF AND WORKS AGENCY FOR PALESTINIAN REFUGEES IN THE NEAR EAST (UNRWA)

7	Novembre	2007	Matthias BURCHARD	<i>Chef du Bureau de Liaison</i>
---	----------	------	-------------------	----------------------------------

3. 国連専門機関の一つ及び国連システムに属さない国際機関の一つが、それぞれ最近になって欧州委員会に対する連絡事務所を設置した。

UNITED NATIONS INDUSTRIAL DEVELOPMENT ORGANIZATION (UNIDO)

31	Mars	2008	Christophe YVETOT	<i>Chef du Bureau de Liaison</i>
----	------	------	-------------------	----------------------------------

INTERNATIONAL CRIMINAL POLICE ORGANISATION (INTERPOL)

ler	Juin	2008	Pierre REULAND	<i>Représentant Spécial</i>
-----	------	------	----------------	-----------------------------

\* \* \*

「はじめに」において、筆者は、国家と国家との間では使節権が能動・受動両面でほぼ同じように行使されるのが通常の姿である、と述べた。これは、国際機関同士の間でもある程度いえるのではなかろうか。例えば、欧州委員会はウィーン代表部を置いているが（本紀要第126号、拙稿、142－4頁）、ウィーンにはUNIDOがある。委員会代表部は国連ウィーン事務局を通じてこれに信任されているが、上述のように、2008年3月、UNIDOが欧州委員会に連絡事務所を新設した。ウィーンには国連機関として国連麻薬統制・犯罪防止オフィス（ODCCP）があり、1999年3月、欧州委員会に対する連絡事務所を置いたが（同、156頁）、同委員会の在ウィーン代表部は、ODCCPを含め、同地に置かれた国連諸機関（国連国際商取引法委員会 [UNCITRAL]、放射線の影響に関する国連科学委員会 [UNSCEAR] 等）との関係を維持していると見られる。国際機関相互の間でも、一定の範囲においては相互主義が働くのである。

## Ⅱ 1人の代表による複数国・地域の兼任

1. 「はじめに」で述べたように、1人の欧州委員会代表が赴任国のみならず近隣にある国・地域を兼轄する場合が少なくない。資料としては、最近までは職員録（冊子）の欧州委員会のセクションに“External delegations, representations and offices”があり、各代表の兼任先が示されていた。現在ではインターネットを利用することになるが、筆者はrelex-del-repertoire@ec.europa.euから“Répertoire du Service Extérieur”，さらに“Accréditations et responsabilités”にリンクして必要な情報を得ている。しかし、兼任先の国・地域に代表臨時代理を長とする代表部等、何等かの欧州委員会の存在があっても、その点は明らかにしていない。もちろん、代表が兼任先にいつ信任されたか等の情報も示されていない。

この“Accréditations et responsabilités”を基礎に親公館とその兼任先の国・地域をリストにしてみると、次のようになる。（筆者が若干の修正を加えた。）親公館による兼任の方法に二つあり、accréditationは代表が外交使節として信任される場合、またresponsabilitéはそうでない場合であって、兼任先が原則として前者は国、また後者は地域である。本稿ではそれぞれA、Rとする。

兼任国・地域をもっている公館はACPにあることが多い。これら公館が、他のACP諸国またはEU加盟国の行政下にある地域をしばしば兼轄するのである。ACPまたは非ACPのいずれを問わず、ある国・地域に代表臨時代理を長とする代表部を置くことがあるが、その場合、欧州委員会が親公館を“regional delegation”，子公館を“regionalised delegation”と呼ぶことがある。この点、いずれ詳論する機会があると思うが、さしあたり、代表部の“regionalisation”については本紀要第128号の拙稿を参照されたい（101頁、注19）。

	親 公 館	兼 任 先
*14	象牙海岸共和国	リベリア (A)
*15	ガボン	サントメ・プリンシペ (A) 赤道ギニア (A)
*16	エチオピア	ジブチ (A)

## 欧州共同体の使節権をめぐる

*19	ガーナ	トーゴ (A)
*21	セネガル	カーボ・ヴェルデ (A) ガンビア (A)
*24	モーリシャス	コモロ (A) <sup>(5)</sup> セーシェル (A) マホレ (R) <sup>(5)</sup> レユニオン (R)
*25	バルバドス	アンティグア・バーブーダ (A) グレナダ (A) セント・ヴィンセント・グレナディーン (A) セント・ルシア (A) ドミニカ国 (A) <sup>(6)</sup> アンギラ (R) 英領ヴァージン諸島 (R) グアドループ島 (R) フランス領ギアナ (R) マルチニーク (R) モンセラット (R)
*32	ガイアナ	スリナム (A) トリニダード・トバゴ (A) アルバ (R) オランダ領アンティル (R)
*33	ジャマイカ	バハマ (A) ベリーズ (A) ケイマン諸島 (R) タークス・カイコス諸島 (R)
*34	ケニア	ソマリア (R) <sup>(7)</sup>
*38	フィジー	クック諸島 (A) <sup>(8)</sup>

(5) コモロは主として四つの島から構成されるフランスの海外領土で、マホレ (旧名マヨット) 島はその一つであったが、1975年7月、フランス共同体への残留を希望するマホレ島をのぞく三つの島が「コモロ・イスラム連邦共和国」として独立した。

(6) 念のため付言するのであるが、「ドミニカ国」は旧英領の“Commonwealth of Dominica”で、「ドミニカ共和国」、すなわち“Dominican Republic”とは別である。

(7) ソマリアは独立国であり、本来は“R”でなく“A”とすべきである。しかし、本紀要第129号で述べたように、ソマリアは内戦状態にあり、全土を実効的に支配する中央政府はまだない(339-340頁)。

(8) クック諸島は、やはり在フィジー代表部を親公館とするニウエと同様、完全独立国といえるのか否か、やや問題であるが、本紀要123号でふれたように、EUは両国の外交能力を認めている(120頁)。本文で述べたインターネットでは、クック諸島を“R”としているが、ニウエ同様“A”とすべきと考えるので、そのように修正した。2007年12月11日、フィジーに信任されたWiepke Van der Goot代表は、ニウエに2008年8月21日、またクック諸島に同年11月4日、それぞれ信任された。

		キリバス (A)
		マーシャル (A)
		ミクロネシア (A)
		ナウル (A)
		ニウエ (A) <sup>(8)</sup>
		パラオ (A)
		サモア (A)
		トンガ (A)
		ツヴァル (A)
		ニュー・カレドニア (R)
		ピトケアン諸島 (R)
		フランス領ポリネシア (R)
		ワリス・フテユナ諸島 (R)
*46	パプア・ニュー・ギニア	ヴァヌアツ (A)
		ソロモン (A)
*50	テュニジア	リビア (A)
*52	タイ	カンボディア (A)
		ミャンマー (A)
		ラオス (A)
*57	ジョルダン	イエメン (A)
*60	オーストラリア	ニュー・ジーランド (A)
*63	レソト	スワジランド (A)
*66	インド	ネパール (A)
		ブータン (A)
*84	インドネシア	ブルネイ (A)
*87	ノルウェー	アイスランド (A)
*89	中国	モンゴル (A)
*94	ウルグアイ	パラグアイ (A)
*101	ドミニカ共和国	キューバ (A) <sup>(6)</sup>
*112	ウクライナ	ベラルーシ (A)
*116	コロンビア	エクアドル (A)
*117	カザフスタン	キルギスタン (A)
		タジキスタン (A)
*122	スリ・ランカ	モルディヴ (A)
*126	ニカラグア	コスタ・リカ (A)
		エル・サルヴァドル (A)
		グアテマラ (A)
		ホンジュラス (A)
		パナマ (A)
139	サウディ・アラビア	アラブ首長国連邦 (A)
		バーレーン (A)
		クウェート (A)
		オマーン (A)

## 欧州共同体の使節権をめぐる

		カタル (A)
142	スイス	リヒテンシュタイン (A)
	香港	マカオ (R)
	ローマ	ヴァチカン (A)

(注) 在香港事務所については本紀要第123号, 106-8頁, ローマ代表部については第126号, 144頁。

2. すでに述べたように, 諸公館の兼任先である第三国には, しばしば代表臨時代理を館長とする公館が置かれる。(親公館の代表がこれらの国に兼ねて信任され, また必要に応じて随時訪問するが, それとは別に臨時代理が常駐しているのである。) このような公館はどれなのか, 資料が少ないため, 実は判別は容易ではない。また, I (1) でふれた (136) マレーシアのように, のちに専任の代表が着任したり, (137) キューバのように, 何等かの理由で閉鎖されたりすることもある。既述の “Accréditations et responsabilités” を見る限り, 次の諸国に代表臨時代理を長とする代表部が置かれている。(欄が設けられているので, そのように判断できる。)

ガンビア (セネガル), ヴァヌアツ及びソロモン (パプア・ニュー・ギニア), カンボディア及びラオス (タイ), ニュー・ジーランド (オーストラリア), エル・サルヴァドル, グアテマラ及びパナマ (ニカラグア)。

この種の代表部のうち, 一般報告に設置が報じられたものが若干ある。2002年版によるとネパール及びアフガニスタンに (ポイント1017), また2003年版によるとキューバ, ラオス, エクアドル及びマレーシアに (ポイント1014), また2004年版によるとニュー・ジーランド及びイエメンに (ポイント566), それぞれ代表部が置かれたことがわかる。2002年版はまたコスタ・リカ, スリ・ランカ及びトリニダッド・トバゴにある代表部を “regionalise” した, といっているが, 代表臨時代理がいるのかどうか。さらに, 一再ならず述べたように, *General Report 1997*によると (146) アルメニア, (149) ベラルーシおよび (138) モルドヴァに non-resident の代表が信任された。しかし, これら3カ国に代表臨時代理がいるか否かは明らかにしていない。

かつては, ある国に置かれている代表部が近隣の国に事務所 (office, suboffice) を設けることがあり, とくにACP諸国にある代表部がこのよう

事務所をもつことが多かった。これは、例えば本紀要第129号及び第130号の拙稿からも明らかである。この場合、代表部と事務所の間に明白な「親子関係」が認められるが、“regional delegation”及び“regionalised delegation”の間には必ずしもこのような関係が存在しないようである。ヴァヌアツにはパプア・ニュー・ギニア（PNG）を親公館とする代表部があり、代表臨時代理がいるが、2008年12月、現在のNicolas Berlanga代表臨時代理は筆者あて、在ヴァヌアツ代表部はほかのいかなる代表部にも従属（depend）しない、在PNG代表がヴァヌアツにいないときは（when he is not in the country）、自分は彼に取って替わる（replace）、と述べた上で、「ただし、在ヴァヌアツ代表部には財務・契約部（finance and contract section）がなく、開発協力を実施することは在PNG代表部の関連部局に依存する。」とやってきた。

この点、各ケースにつき、さらに検討しなければならないと思う。

3. これまでに眺めてきたように、欧州委員会は多くの第三国及び国際機関を含む非国家主体に代表部、連絡事務所、広報事務所等を開設した。しかし、委員会が開設を計画しながら実現しなかったケースもあったであろう。一例が在ホンデュラス代表部である。2000年1月版職員録にホンデュラスの項が設けられ、“Responsible Delegation: Costa Rica”の注が付された。しかし、2001年3月1日付職員録でこの項がなくなり、ホンデュラスは在ニカラグア代表部の兼任国となった。在ホンデュラス代表部はいったん設置が決定し、準備が進められたが、何等かの理由で計画自体が白紙に戻されたものと思われる。

筆者は、外務省職員として1997年6月までフランス北東部にあるストラスブールに勤務した。ここには欧州評議会（Council of Europe、「欧州審議会」または「欧州会議」とも訳される。）が置かれているが、1987年から欧州共同体との間に「四者会議」（欧州評議会からは閣僚委員会議長及び事務総長、欧州共同体からは理事会議長及び欧州委員会委員長が参加）がはじまり、また1997年初頭から欧州評議会の閣僚委員会並びに同委員会が設置した補助的会合、すなわちリポーター・グループ（RG）及び作業部会（WP）の諸会合が欧州委員会に開放され<sup>(9)</sup>、その結果、ストラスブールで

---

(9) 『外務省調査月報』1997年度／No3、拙稿「欧州評議会（CE）の加盟国・準加盟国・オブザーバー等について」、84－5頁。

欧州委員会からの出張者をひんばんに見掛けるようになった。ある日、筆者はそのうちの1人に、「欧州委員会はなぜストラスブルに連絡事務所を置かないのですか。欧州評議会の方は1975年からEC委員会に連絡事務所を設置しているではありませんか。」と訊ねた（EC委員会〔のち欧州委員会〕に対する欧州評議会の連絡事務所については、本紀要第127号、拙稿、61-4頁）。それに対し彼は、「在ストラスブル事務所の開設についてはずっと前から“wish list”に載っているんです。しかし、予算がつかなくて…。」と答えた。

設置計画のある代表部・連絡事務所は、他にも当然あると思われる。

## 結びにかえて

1. 2008年5月23日付各紙によると、当時の福田康夫首相は、その前日東京都内のシンポジウムで演説したが、同首相はその際、将来ASEAN担当大使のポストの新設やASEAN代表部の設置を行う考えを示した（例えば、朝日新聞4面）。実際に、10月17日、在イスラエル大使であった鹿取克章氏がASEAN担当大使に任命された。

2007年11月20日、ASEAN加盟10ヵ国の首脳は「ASEAN憲章」に署名、ASEANは2015年の共同体の創設に向け一歩前進した。この憲章はASEANに法人格を付与し、国際社会における地位を向上させようとしている。2008年11月14日、タイのプミポン国王はASEAN憲章の批准を承認したが、これはタイ国会の批准手続を受けたもので、これで憲章は効力の発生に必要な加盟国すべての批准が終了した。（憲章は同年12月15日に効力を発生した。）

筆者は、日本を含む第三国やEU等の国際機関が将来ASEAN代表部を開設する可能性は高いと思う。近代国際社会では、これまで国家が本源的な国際法主体であったが、第2次大戦後はEU、ASEAN、AU等、国家に近い法人格をもつことを目指す地域的国際機関がいくつか登場した。加盟国のみならず、域外諸国がこのような国際機関の法人格を承認し、場合によっては国際機関同士が相互にその国際法上の存在を認めるようになったのである。この動きが国際社会の構造、したがってこれを支配する国際法の体

系に変革を加えつつあることを、われわれは実感せざるを得ない。

筆者は、欧州共同体の使節権の問題を長年にわたり実証主義の立場から研究してきたが、これによって上記の新しい動きの一端をとらえることができると願っている。

2. この問題については、本紀要前号で述べたように、筆者としては一応リスボン条約が効力を発生するまで研究をつづけるつもりであるが(62-3頁)、正直なところ、このテーマは筆者がこれまで国際法、国際政治、国際経済及び外交史の分野で取り上げたいかなるテーマよりその取扱いに苦勞している。欧州共同体と第三国等、域外にある国際法主体との間で交換される常駐代表の歴任表をある程度完成したら、こんどは共同体が第三国政府等と締結した本部協定(headquarters agreement)または代表部設置協定(establishment agreement)を集め、その内容を検討したいと思う。国家が行使する使節権と、国際機関が行使するそれとの間に存在する類似点・相違点がこれにより一層明確になるであろう。

欧州共同体は、とくに能動的使節権を行使するにあたり、多くの場合事前に相手国政府と協定を締結しているのであるが、国家間でも使節権を行使する際に協定を結ぶ例は過去にあった。外交代表の交換、場合によりその階級・序列などをあらかじめ決めておく内容で、Satowは17及び18世紀に見られた例をいくつか挙げている<sup>(10)</sup>。

日本及び米国は、1854年3月31日(安政元年3月3日)、和親条約に調印したが、その第11条に次のような規定が置かれた<sup>(11)</sup>。

There shall be appointed by the government of the United States consuls or agents to reside in Shimoda, at any time after the expiration of eighteen months from the date of the signing of this treaty ; provided that either of the two governments deem such arrangement necessary.

---

(10) Ernest Satow, *A Guide to Diplomatic Practice* (2nd Ed.; London, etc.: Longmans, Green and Co, 1922), I, 190-1.

(11) 日本語正文は次のようになっている。

兩國政府に於いて無據儀有之候時は模様に寄り合衆國官吏の者下田に差置候儀も可有之尤約定調印より十八箇月後に無之候ては不及其儀候事

この日本語・英語の二つの正文の間に見られた差異がのち問題となるのは日本外交史上の著名な一挿話である(石井孝『日本開国史』[吉川弘文館, 1972年], 106-7頁)。

また、1858年7月29日（安政5年6月19日）調印の日米修好通商条約の第1条は、「合衆国の大統領は江戸に居留するヂプロマチーキ、エージェントを任し…」と規定している。

3. 第123号（2004年9月刊）以降の本紀要で、とくに欧州共同体の能動的使節権に関して筆者が進めてきた研究を発表させて頂いた。毎号そのための資料を整備し、体系化することに全力を傾注したが、締切までという絶対条件がある。毎号、何としてでもその条件をクリアしようとして苦心惨憺したが、それだからこそ何とか研究をまとめることができた。悪戦苦闘の数年間であったが、まさにその意味で、愛知大学国際問題研究所に非常に感謝している。

欧州共同体の使節権、さらには広く国際交通権についてはまだ語るべきことが多い。しかし、この段階になってようやく一息ついた、というのが筆者の正直な感慨である。ゲーテは、1780年、キツェルハーンの山上にある山小屋で「旅人の夜の歌」(Wandrer's Nachlied) という詩を作った。彼は、遠い山々の峰に憩いを見出す。そして、待て、間もなくわが身も憩うことになる、という。(実際には、彼は1832年になって永眠する。)

ドイツのすぐれた詩はドイツのすぐれた音楽と同一の源泉をもつとよくいわれる。ゲーテの「旅人の夜の歌」は自然、そして人間の感情をそのまま素直にうたい、同時に崇高な宗教音楽を奏でているようである。まさに絶唱である。

しかし、筆者はまだ憩う訳にはいかない。しばらくは研究の旅を続けなければならない。

『古文真寶』に

只今己是丈人行

肯與年少爭春風

とあるが（唐子西）、筆者は40年近い昔、たまたま欧州共同体による使節権の享有・行使という研究テーマに遭遇し、関連資料の収集をはじめた。この作業はしばしば、それも長期間にわたって中断された。しかし、とくに初期に集めた資料の中には、いまではアクセスが困難なものもあろう。筆者は内外の研究者と「春風を争う」のではなく、ただ筆者のつたない研究が、将来彼らのお役に立つことを衷心より願うのである。（未完）

【補論1】 外交団リストについて (3)

1. 個人的な、それも古い話で恐縮であるが、筆者は1959年7月10日、在ベルギー大使館勤務を命ぜられ、パリ経由ブリュッセルに赴任した。中央駅に到着すると、出迎えに来られた大使館の牧野茂理事官が筆者に、「パリにくらべると田舎でしょう。」といわれたが、何故か今でもこれを鮮明に覚えている。たしかに当時のブリュッセルは古いヨーロッパの雰囲気の色濃く残す静かな街であった。在留の日本人はベルギー全体で75名しかいなかった。大使館員も大使、参事官、2名の二等書記官及び牧野理事官のわずか5名で、筆者は定員増が認められたためベルギーに配置されることになった。前年1月、ブリュッセルにEEC及びユーラトムが誕生したため大使館の増員がはじまり、筆者が第1号となったのである（まことにたよりない第1号である）。

在ベルギー大使館は小さかったが、それでもベルギーのほかルクセンブルグ、EEC及びユートラム、そして当時はルクセンブルグにあったECSC最高機関を兼任していた。現在はルクセンブルグに大使館（実館）があり、ブリュッセルにEUに対する独立の代表部があり、そのそれぞれが筆者が着任したころの在ベルギー大使館より人員が多い。日本人の長期滞在者及び永住者の数も、2008年10月1日現在で6,156人に達している（外務省領事局『海外在留邦人数調査統計』、平成20年版、230頁）。

それはともかく、大使館では筆者は「雑巾掛け」の毎日であった。当時1, Boulevard Général Jacquesにあった建物は1階にレセプション・ホールや食堂があり、2階が大使館事務所、3階が大使一家の居住区域で、地下にはコンシエルジュのベルギー人夫妻が住んでいた。別棟が小さなガレージとなっており、2人の公用運転手のうち1人が夫人と共にその2階に起居していた。事務所は小さかったが、館員が少ないのでこれで十分だったのである。

大使執務室のわきの小部屋に2人の女性秘書、DelbovierさんとVanderroostさんとがいて、大使のみならず、われわれ館員のこまごました事務をこなしてくれた。Mme Delbovierはベルギー及びルクセンブルグ両国の外務省がそれぞれ作成する外交団リストの最新版を絶えず参照し、また正誤表が送られて来るたびにリストに訂正を加えていた。また、大使館

建物の4階は屋根裏で、本、雑誌、ファイル等、古い書類が山積みになっていたが、ここにベルギー及びルクセンブルグの外交団リストが戦前の分から保存され、埃をかぶっていた。筆者はこのような書類の整理も仰付かった。

2. ブリュッセルからパリに何度か出張したが、大使館で一、二度、フランス外務省のリストを、古い分を含め手にする機会があった。1958年10月5日から第5共和国憲法が公布されていたが、第4共和国時代の外交団リストを見ると、独立後も「フランス連合」(Union Française)に参加していたインドシナ3カ国の代表は一般第三国の外交使節とは別のリストに掲げられていた。3カ国代表のタイトルは当初“haut-commissaire”であったが、のち特命全権大使となった。

第5共和制の下、「フランス共同体」(Communauté)が成立したが、12の自治共和国はパリに“haute-représentation”または“délégation”を置いた。しかし、これら代表部は当初はフランスの外交団リストに載らなかった。一方、フランスは国連信託統治領としてカメルーン及びトーゴをもっていたが、それぞれ1960年1月及び4月に独立した。その後刊行の外交団リストは、“haut-représentants des Etats de la Communauté”, “ambassadeurs du Cameroun et du Togo”及び一般第三国代表の三つのリストで構成されることになった。しかし、前二者のリストに載った諸代表は一般リストにも重ねて掲げられた。第1のリストはフランス共同体加盟の旧自治共和国(いずれも1960年6月から11月にかけて独立した。)の代表を収めたものであるが、彼らの資格は“haut-représentant”から、のち“ambassadeur”となった(『外務省調査月報』, 1962年5月, 拙稿, 66-7頁)。

イギリス、スペイン、ポルトガル等もこのころ旧植民地・保護領との宗属関係の内容が大きく変わったが、このような変化が、少なくとも一定の期間、これらの国の外交団リストにもさまざまな形で反映したことであろう。このように、一国の外交団リストは、その国と特別な関係にある国がある場合、そのような関係を鏡のように反映することがある。これは、のちに筆者が赴任した他の国でも実感したことである。

3. 在ベルギー大使館は、前述のように当時は三つの欧州共同体に対する代表部でもあった。したがって、筆者はこれら共同体の儀典部がそれぞれ

作成していた外交団リストと「解逅」することになった。当時は薄い冊子であったが、この「解逅」は筆者にとっては大きな意味をもつことになる。

筆者は大使館でプロトコールにかかわる事務も担当していたので、ECSC最高機関、EEC委員会及びユーラトム委員会の儀典関係者と親しくなった。とくに最高機関のAlfonso Delli Paoli及びEEC委員会のJ.-Ch.Kasel両儀典長は、若輩の筆者に非常に好意的で、いろいろ便宜を計ってくれた。Delli Paoli儀典長はいかにもイタリア人らしい陽気な人で、ブリュッセルに汽車で来るとき（最高機関はルクセンブルグにあったが、当時はブリュッセル・ルクセンブルグ間には自動車及び鉄道以外の交通手段はなかった。）、筆者に電話をかけてきて、「今日何時着の汽車でそっちに行く、中央駅へ迎えに来てくれないか。」などと言って来た。筆者は倭島英二、つづいて下田武三両大使の下にいたが、お二人とも非常に鷹揚な方で、このような場合、筆者に必ず「結構なことだ。」「そういう人とは親しくしておいた方がよい。」などと言って下さった。

筆者にとり、ベルギーで過ごした歳月はいまでも非常になつかしく思い起こされる。

#### 〔補論2〕韓国と欧州共同体

1. 筆者は『外務省調査月報』2009年度／No.1に「日本及び欧州共同体の間の外交関係」を掲載した。すでに同月報1976／No.1に「中国と欧州経済共同体」<sup>(12)</sup>、2002年度／No.2に「北朝鮮とEU・EU加盟国との関係」を寄せた。そうなる、韓国及び欧州共同体の間の外交関係についても一筆するのが当然であろう。このことは、欧州共同体またはEUが東アジアにおけるdiplomatic presenceを強化していることから見てもいえる。また、欧州共同体に対する第三国の代表部は在ベルギー大使館の兼任である場合が多いが、若干の国は専任のEU代表部を開設している。韓国は一時期、ベルギー駐劄大使と別にEU専任の代表を派遣していたが、現在ではふたたび在ベルギー大使がEUを兼摂している。筆者の知る限り、このようなケースはほかにない。

---

(12) EC委員会（のち欧州委員会）が中国に設置した代表部については、『東京家政学院筑波女子大学紀要』第9集（2005年3月刊）の拙稿、86頁。

2. 欧州共同体に対する韓国代表部の沿革はほぼ次の通りである。

1963年、EEC理事会及び委員会は、EECと外交関係を樹立したいという韓国政府の要請に同意した(CEE, *Bulletin*, 9/10-1963, ポイント11)。当時の韓国は在ベルギー大使館をもたず(在フランス大使がベルギーを兼轄していた。), 1964年3月17日、在スイスの李翰林・大使(Hahn Been Lee)がEECに信任された。同大使の離任後、韓国はベルギーに大使館を開設し、1966年2月22日、文徳周・大使(Duk Choo Moon)が同国に信任された。同年9月27日、文・大使は兼ねてEECに信任された。文・大使は1971年2月10日に離任、後任の鄭一永・大使(Il Yung Chung)は同年5月18日、ベルギーに信任されたあと、9月21日、欧州共同体の理事会議長及び委員会委員長に対し、三つの欧州共同体に対する韓国代表として信任状を提出した。

爾来、歴代の在ベルギー大使は欧州共同体に対する代表を兼任していたが、韓国政府は共同体に対し専任の代表を派遣することとした。柳宗夏・大使(Chong Ha Yoo)は、1987年4月28日、ベルギーに、また5月5日、ルクセンブルグの信任されたあと、5月8日、欧州共同体に信任されたが、のちベルギー及びルクセンブルグには別の大使が任命され、柳・大使は欧州共同体に対する専任の代表となった。

1999年3月22日、崔大和・大使(Dae-hwa Choi)が欧州共同体に信任されたが、同大使はのちベルギー及びルクセンブルグにも信任された。かくて、欧州委員会の2000年7月版から、韓国代表にふたたびベルギー及びルクセンブルグ兼任の注が付されるようになった。

3. 欧州共同体委員会は、1990年2月2日、韓国に対する初代代表、Ms.Gilles Anouil 大使を盧泰愚大統領に信任せしめた。在韓国代表部の設置に関する協定は、1989年7月7日、ブリュッセル訪問中の催浩中・韓国外相及びEC委員会のFrans M.J.J.Andriessen副委員長により調印された(*Bulletin*, 7/8-1989, ポイント2.2.29)。

Anouil代表の後任者については、本紀要第131号、拙稿、84-5頁を参照されたい。現在はBrian McDonald代表で、2006年11月14日に信任された。

4. 韓国及び欧州共同体が相互に代表を交換した状況はほぼ判明しているが、できたら韓国の研究者と共同して、両国関係につきもっと関連情報を収集したいと考えている。

## Summary

# The Right of Legation of the European Communities

—*Parerga und Paralipomena*(2)—

KAWASAKI Seiro

In this article the author discusses the following points in conjunction with the right of legation of the European Communities:

( 1 ) With which non-member countries have the European Communities practiced the right of legation, year by year, both actively and passively?

As was described in this *Bulletin* (No.128 through No.131), the European Commission had set up diplomatic delegations in 135 non-member countries by January 2003. Since then, fourteen more countries have been recipients of Commission representatives (149 Commission delegations to third countries all told). Into the bargain, a permanent delegate of the Commission has of late been sent to the African Union seated in Adis Ababa, Ethiopia, in addition to the Commission delegation to Ethiopia.

The number of the diplomatic missions sent to the European Communities by third countries in March 2002 was 185 (*Tokyo Kasei Gakuin Tsukuba Women's Bulletin*, No.7 and No.8); eight more countries have sent missions to the Communities since then (In all, 193 missions from third countries to the European Communities). In addition, the UNIDO, the UNRWA and the UNIFEM have recently established offices of liaison with the European Communities, with the result that the number of the liaison offices of the U.N. organs and of the Specialized Agencies in Brussels was sixteen at the end of 2008.

Due to various reasons, some of the 149 delegations of the European Commission to non-member countries and the 193 missions of third countries to the European Communities have been closed. When, for instance, a European

## 欧州共同体の使節権をめぐって

country joins the Communities, the Commission delegation to that country and its mission to the Communities will be closed, the country in question not being “external” to the Communities any longer. Some of the delegations and missions were split into two or merged into one.

(2) Mention is preliminarily made of the cases where a Commission representative is accredited not only in the receiving country but also in others. In some cases, a Commission delegation is headed by a resident chargé d'affaires in a third country, while the head of delegation resides elsewhere.